

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業（県営中讃南部地区中山間地域総合整備事業（ほ場整備事業）瀧野地区・川東下地区）計画を平成23年2月8日変更した。

その関係書類をまんのう町建設土地改良課において平成23年2月16日から同年3月8日まで縦覧に供する。

平成23年2月15日

香川県知事 浜 田 恵 造